

## 名墓の風水に「便乗」する者たち

—中国寧波・東錢湖墓群の事例から—

水口拓寿\*

### 一 墓石は物を言う

2006年の夏、中国南宋朝（1127—1276）の高官であった史弥堅（1164—1232）の墓を踏査するため浙江省寧波市に赴き、同市郊外にある東錢湖の近くを歩いていた時のことである。向かって右側に、

不求風水好（風水の好きを求めず＝風水の条件が良い土地を求めて、ここに埋葬したわけではない）

と、そして左側に、

但望子孫賢（但だ子孫の賢きを望むのみ＝ただ子孫が賢くなることを望んで、このようにしただけである）

と刻字した一つの墓石を、筆者は山道の傍らに発見した。中央には被葬者夫婦の名と04年に子がこれを建てた旨を記してあった。風水とは、古代中国に興って、東アジア一帯や東南アジアの一部に伝わった占術であり、都市・村落・住居や陵墓を造営するにあたって、その立地条件や建造物の様態が吉であるか凶であるか、景観（特に地形）・方位・寸法などを検分することで判断を下す。思いがけず目に入ってきた「風水」という文字に触発され、改めて周囲を見回したところ、史弥堅の

墓へ向かう長い山道に沿って、1990年代の末から2000年代の半ばにかけて設けられた真新しい墓が、雑草の間から夥しく姿を現しており、他にも幾つかの墓石の上に、同じくここに埋葬したのは風水のためではなく、何々のためである」という文意を持つ墓碑銘を見出すことができた。例えば、「子孫の賢きを望む」が「子孫の賢きを願う」に換わっているものなどである。



図版 1

東錢湖畔で発見した2004年建立の墓石  
「風水の好きを求めず」（右）  
「但だ子孫の賢きを望むのみ」（左）

風水の用語として、生者が居住する家屋を「陽宅」と呼び、死者を収容する施設である墓を「陰宅」と呼ぶことに象徴されるが如く、中国人の世界観では、墓は住居の延長（死後という永久の時間を過ごす家屋）として捉えられる。故に彼らは、字数や韻律が一对を成すような縁起の良い言葉（これを對聯と称する）を、自宅の入口に直接刻

\* 東京大学大学院人文社会系研究科助教

み付けたり、赤い紙に書いて貼り付けたりするだけでなく、祖先の住まいである墓をも、左右一対の言葉で飾る傾向を持つのである。それだけで飽き足らなければ、あたかも家屋に額を掛けるように、墓石の上部にも吉祥な文字を刻み付ける。被葬者が自ら、道行く人に生前の事蹟や死生観を語りかける形式を取った、古代ギリシア・ローマの文学的な墓碑銘とはまた違う意味で、中国人の墓も積極的に「物を言う」というわけだが、それでは「風水の好きを求めず／但だ子孫の賢きを望むのみ」或いは「……願うのみ」といった、このような形で否定表現と限定表現が組み合わされるが故に、読む者に一種の歯切れ悪さを感じさせずにいられない路傍の墓碑銘が、我々に語ってくれることは果たして何だろうか。本稿では、こうした言葉が、現代の寧波郊外という時と場所、より厳密には「南宋高官の墓へ連なる山道」という特定の空間に出現したという事実を踏まえながら、その答えを模索してみたい。

## 二 南宋の名族「史氏」が眠る東錢湖墓群

自身より800年後に生きた寧波人たちの墓を、あたかも多数従えるようにして山中に眠る史弥堅は、彼本人が知臨安府（首都臨安の知事）・知潭州たんしゅう兼湖南安撫使あんぶし（潭州の知事と湖南安撫使を兼任）などの要職を歴任し、南宋政治史における重要人物であったに止まらない。その父である史浩（1106—94）、双子の兄弟らしい史弥遠（1164—1233）、父の従弟の孫に当たる史嵩之しすうし（1189—1256）に至っては、いずれも宰相にまで登り詰めて権勢を振った者たちであり、それほどの重臣高官を幾世代にもわたって輩出した南宋時代屈指の名族が、鄞県ぎん（現在の寧波市鄞州区）を拠点とした史氏一族である<sup>1</sup>。史浩の叔父に当たる史才が、北宋時代（960—1127）の末期に一族最初の科挙合格を果たして以来、盛衰の軌跡が南宋朝の興亡にほぼ符合すると言ってよい<sup>2</sup>。彼らは、その

栄華の期間に「族内から宰相が3人、王（この場合は諸侯の最高位を指す）の称号を授かった者が4世代の内に2人、尚書（六部〈吏部・戸部・礼部・兵部・刑部・工部〉の長官たち）が5人、進士（科挙の最終試験に通った者）が72人、京官が200人余り出た」と称された。史浩と史弥遠の2人は宰相を経験した上に、更に王の称号までも手中に収めたのである。また「朝廷中の文官・武官を集めてみれば、その半数が史氏の出身である」と、かなり誇張気味に吹聴する声さえ聞かれたという<sup>3</sup>。

南宋朝の約150年間に史氏から進士となった者は、「確認される限りで26人」というのが実態であり、他家の親族集団で、この数字に匹敵するものがなかったわけではない<sup>4</sup>。しかし、定型化された受験テクニックや若干の抜け道があったとはいえ<sup>5</sup>、科挙と呼ばれる極めて難関の国家試験に通らなければ、たとえ名門の出身であろうと官界に入ることができず、まして宰相や知事の地位など望むべくもなかった当時であっては<sup>6</sup>、その程度でも既に讃嘆と羨望を集めるに足る合格数と合格率であったし、何よりも3世代連続（特に、初めの2人は親子である）で宰相の座を射止めるといふ稀有な達成において、彼らは他家に大きく抜きん出ていたと言える。凡そ史氏一族に生まれた男子には、成長して科挙に合格すると、故郷寧波から遠くない臨安（現在の浙江省杭州市）の都などで官途に就き、本宅は故郷に建て、功成り名遂げて一生を終えれば、故郷郊外の東錢湖畔に永遠の住まいを構えるというコース<sup>7</sup>と、それを実現するためのエリート教育が待ち構えていた。科挙という出世栄達の第一関門さえ越えられずに終わった者も、実際には彼らの内に少なくなかったから、それは「確実に約束されたコース」というよりも、あくまで「熱く期待されたコース」に過ぎなかったわけだが、子息にそうあってほしいという父母の期待には、相当程度の現実味が伴っていたのである。

寧波市の中心部から東南へ10数キロメートル

の所に、浙江省で最大の淡水湖である東銭湖が横たわり、その東側に連なった山々に、史氏の族人たちの墓が、南北方向に広がって分布している。現在ではこれら50余りの墓葬遺跡が「東銭湖墓群」と総称され、そこには官僚として活躍した者たちの墓もあれば、それ以外の生涯を送った者たちの墓もある。最も多くの墓が集まった区域は、湖の東南に位置する吉祥安楽山の麓であり、史浩とその父である史師仲の墓を中心として、計8箇所の墓が見出される<sup>8</sup>。東銭湖墓群の造形上の特色は、石製彫刻の充実であり、2001年に「東銭湖石刻群」の名で、国務院により「全国重点文物保护单位」に指定された。網羅的な考古調査によって明らかになったところでは、それらは規模や数量や精緻さにおいて、南宋朝の皇帝陵と比べても遜色がない。即ち、墓道には文臣・武将・馬・虎・羊の石像が並び、また石造りの牌楼・墓表・橋梁・亭亭や、石笋・石椅せきぎゆんといった墓の附属物が、規範に従って配置されていたのだという<sup>9</sup>。全ての墓に、こうした石製彫刻が無欠な姿で残っているわけではないが、史浩の従弟で史嵩之の祖父に当たる史漸（1124—95）の墓を核として、「南宋石刻公園」と題する半野外式の博物館が近年落成し、墓群に現存する彫刻の一部や模造品を、そこで集約的に見学できるようになった。

### 三 東銭湖墓群の立地に風水思想の影響を認めるべきか

貴顕の墓を飾るに相応しい石製彫刻の偉容もさることながら、東銭湖墓群を構成する史氏族人たちの墓が、風水の基準によく適う地形を備えていることを指摘し、墓群の成立を考える上でそのことを重視する幾つかの研究がある。

風水の思想では、地中を動き回る不可視の流体である「気」を捉え、それを逃さず蓄えられるような諸条件が揃っていることを、土地やそこに設けられた建造物が吉であるための大前提とする。



図版 2

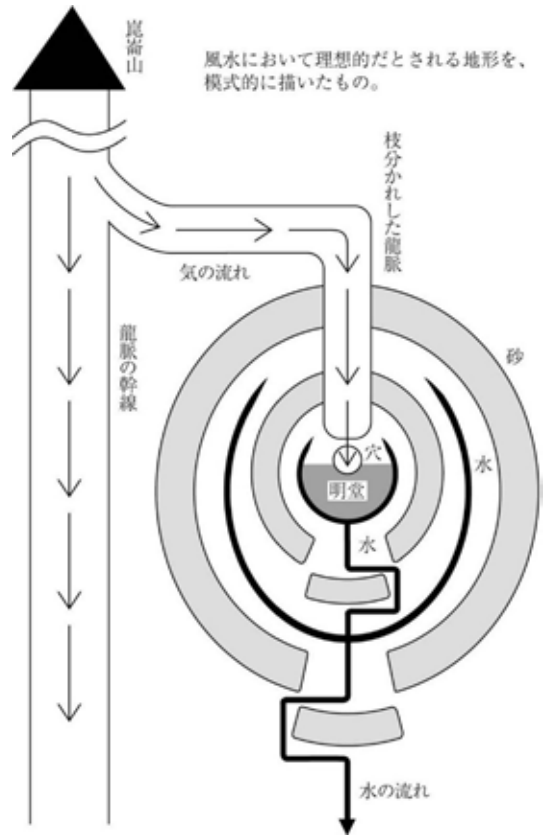
史弥堅の墓を守る武将の石像



図版 3

「南宋石刻公園」の一部として整備された史漸の墓  
(石像には模造品も含まれる)

方位や寸法の吉凶識別法についてはさておき、地形という最も肝要な検分項目に関しては、「龍・穴・砂・水」という4つの要素を兼ね備えることが基本となる。まず「龍」は「龍脈」とも呼ばれ、気が地中を流行する経路を指す。気は地中をランダムに動き回るのではなく、定まった経路を一方通行で流れるものだと考えられており、一般には大地の上に細長く列なった山々が、龍脈の可視的な姿として表象される。次に「穴」は「龍穴」とも呼ばれ、龍脈の末端（即ち、山々の列なりの末端）にまで達した気が、勢い余って地表に湧き出る地点であり、読んで字の如く、山麓のやや凹んだ場所として表象される場合が多い。穴が発見されると、それに臨んで麓側に広がる一帯（これを明堂という）に都市・村落・住居や陵墓が築かれ、建ち並んだ陽宅や陰宅は、穴から湧き出してきた気を浴びることになる。しかし、穴に臨んでいるだけでは、まだ吉地の条件として十分ではない。気という流体は風に遭うと、風に乗って散逸してしまうとされるからである。風を物理的に遮って、穴や明堂に吹き付けないようにすれば、この問題はおのずから解決可能だが、そこで龍脈の末端附近から山林が左右に伸び出し、穴や明堂を丸ごと囲い込んでくれることが求められる。このような役割を担う山林を「砂」と呼び、防風の働きさえ果たせるならば、文字通りの砂山である必要はなく、樹木や岩石に覆われていてもよい。気はまた、水によって地表を区切られれば、その向こう側へは漂ってゆけないとも考えられており、故に河川や池など何らかの「水」が、穴や明堂の周りを巡っているならば、それもやはり、気の散逸を防ぐ役割を務め得ることになる<sup>10</sup>。砂と水によって気が適切に蓄え込まれた様子については、これを讃えて「藏風得水（風を蔵め水を<sup>う</sup>得）」という表現が用いられるが、伝統的に晋朝時代の郭璞（<sup>かくはく</sup>276—324）著とされた風水の古典『葬書』（別名『葬経』『錦囊経』）によれば、この「藏風」と「得水」が、「風水」という占術名称の由来となった<sup>11</sup>。



図版 4

〔拙著『風水思想を儒学する』9頁〕

筆者がこれまでに目にした限りでは、例えば史師仲・史浩父子を中心に墓が密集する区域について、蔡<sup>さいかん</sup>氏はその地形を、

安樂山は東南西の三面の山が囲み、僅かに北側のみが口を開くかたちになっており、袋状の盆地のようになっている。同時に、二本の金溪がこの山を二分して、二つの山罍（筆者注—山中の平らな処）となっている。地相術（筆者注—土地の吉凶を相<sup>み</sup>る占術）的にも「藏風得水」で風水のよい場所と言える。

と説明し、岡元<sup>おかもとし</sup>司氏はより簡潔に、

風水の考え方からも恰好の場所である谷地形

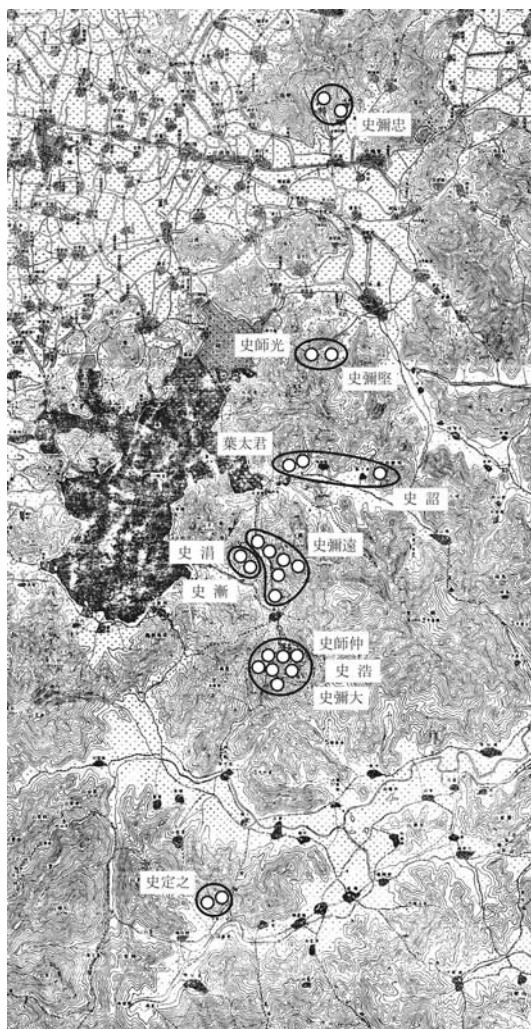
## の正面に位置する史師仲・史浩の墓

と述べている。蔡氏は更に、南宋石刻公園の一部を成す史漸の墓についても、

上水村黄梅山の南斜面にあり、墓道は南北の方向にあり、墓室は山を背にして南向きとなっており、東西両側の山によって囲まれ、ちょうど太師椅（筆者注一肘掛け椅子の一種）の背のような形である。墓前の平地にはかつて上水溪が流れており、視界も開けていて、地相術の角度からみて風水のうえで「蔵風得水」のよい場所である。

と、その地形を評価する<sup>12</sup>。「蔵風得水」という風水の用語が、早速ここに2度現れるわけだが、なるほどこのような言葉で描写された大まかな山水の配置は、先程略述したような、風水において吉とされる地形のモデルを、筆者にも多分に連想させるし、筆者自身が現地を歩いて地形を検分した際の漠然たる印象としても、史氏の族人たちが墓の造営にあたって風水的条件を考慮した可能性を、取り立てて否定するには及ぶまいと思われた。一方で、宋朝の時代には「士大夫」や「士人」などと呼ばれた儒教知識人たちが、風水に熱中するようになっていたという事実があり、それには1つの切迫した社会的背景があったのである。

竺沙雅章氏は、この時代の士大夫が概ね運勢占いを好み、とりわけ官界での榮達について占う場合の多かったことを指摘している<sup>14</sup>。科挙を通過して官僚の一員となり、任官後は順調に昇進するという未来を、当時の儒教知識人たちの殆どが切望していたことは、特に断るまでもない。そして廖咸恵氏は竺沙氏の指摘を承け、数ある占術の内でも風水（特に陰宅風水、つまり墓に関する風水占い）が広く受け入れられた理由を、当時の社会に生じていた「階層の流動性」に帰した。要するに、官界に入るための関門として科挙という試



図版 5

「史氏一族東錢湖墓群各墓の位置」  
〔岡氏前掲論文87頁<sup>13</sup>〕

験が立ち塞がったせいで、官僚の地位が原則的に世襲不可能なものとなった。如何なる親族集団も、代々にわたって科挙合格者を輩出し、官僚となる者を再生産してゆかない限り、士大夫の家としての没落を座して待つ他なくなってしまったのである。逆に言えば、科挙合格者を次々と朝廷に送り込むことに成功すれば、一族の社会的地位は目覚ましく上昇した。廖氏は、風水が他の占術では代替できない性質を持っており、それ故に、このよ

うな宋朝時代の社会で魅力を認められたのだと考えるのだが、その稀有な性質というのは、風水が第1に「『個人』の貴賤禍福を占えるだけでなく、『家族全体』の未来の発展の趨勢を予見できる」ことであり、第2に「事後の『予測』ができるだけでなく、また事前に個人や家族の盛衰や禍福を『操作』することができた」ことである<sup>15</sup>。

第2の性質の方から、筆者による説明を補ってゆけば、生年月日や人相・手相などに基づく占術が、専ら「もはや変更不能な未来」を知るためにあるのとは異なり、「龍・穴・砂・水の地形要素を兼ね備えた場所を求めて、そこに陽宅や陰宅を設ければ、望ましい未来を能動的に獲得することができる」という発想が、風水には本質的に具わっている。次に第1の性質の方だが、風水の思想では、吉であるような陽宅に居住すれば、気的作用によって居住者全員に利益がもたらされ、吉なる陰宅に父系の祖先を埋葬すれば、葬られた者の子孫全員に利益が行き渡るとされる。いずれにせよ、風水的条件の是非に応じて未来を左右される人物は、1人や2人程度に限られないというわけだが、わざわざ金銭と時間を費やして条件の良い土地を求め、条件の良い建造物を設けるのであれば、子孫全員が風水の恩恵に浴するという祖先の墓を築く方が、「費用対効果」が格段に高いことは明らかである。こうした理由から、族人の内から科挙合格者を出すことで親族集団の没落を回避し、ひいては地位を上げたいと願った儒教知識人たちは、とりわけ祖先の墓の風水的条件を整えることに熱中したのだった<sup>16</sup>。陽宅風水よりも陰宅風水に多くのエネルギーが注がれる傾向は、現代中国の親族集団が風水を信奉する場合においても、なお基本的に変わっていない。

幾世代にもわたって子弟に科挙を突破させ、官僚という世襲できない地位を事実上（かつ合法的に）世襲することで、強大な権門として自らを再生産し続けた史氏もまた、階層流動の時代に対する不安及び野心と無縁ではなく、そうした背中合

わせの感情を受け止めてくれる占術としての風水、特に陰宅風水に関心を寄せずにいられなかっただろうとは、容易に想像される場所である。しかし、彼らが東錢湖畔の山々に歴代族人の墓を築くにあたり、墓地選定に風水を用いたことを確認するに足る史料を、筆者は現時点で1篇も挙げることができない。なるほど、現地に伝存する史氏の族譜（一族の系譜や人物伝などを集めた書物）『鄞東史氏家乗』には、個々の族人に関する記述の中で、埋葬された位置だけでなく、墓の向かう方位まで明記した例がある<sup>17</sup>。それらは無味乾燥な「記録のための記録」というよりも、他ならぬ風水的条件の一環として「掲載すべきデータ」の1項目に選ばれた可能性が濃厚だが、とはいえ方位について言及のある墓が、本当に風水の占いを行った上で築かれたとは限らない。「後世の子孫が、自身に降りかかった吉凶禍福の要因を何かに求めようとして、そこで初めて祖先の墓の地形や方位に興味を持った」という、後付け型の経緯も想定できるからである。そもそも族譜とは、一族の過去に関する客観的な報告書というよりも、むしろ過去に対する子孫たちの解釈と主張を打ち出した「歴史叙述」としてこそ、研究者にとって価値を持つテキストなのだ<sup>18</sup>。

なおかつ、風水において土地や建造物が吉であると認められるための条件は、一般に極めて細かく、そして厳しい。またその一方では、備わっているべき地形の要素を欠く場合に、例えば1本の樹木を植えるといった象徴的な措置によって、欠落部分が補われたと見なしてしまう場合もある。更には、理想とされた一連の条件そのものが、時代や地域や流派によって、極端な場合には個々の風水師の間で、決して均一ではなかった。故に、現代の研究者が自身の風水知識に頼って、東錢湖墓群の地形の良し悪しを大局的に検分することは、1つの研究プロセスの発端となる閃きとすれば、十分に意義を持ち得るけれども<sup>19</sup>、それは「東錢湖墓群は、風水に則って立地条件が選ばれ

た」と学術的に主張するための証拠（＝南宋時代の史氏一族が風水を信じていたことを示す、確実な記録）の代替品となり得ないばかりか、状況証拠（＝南宋時代寧波型の風水知識に照らして、東錢湖墓群の地形・方位・寸法などが秀逸であるという判定）にすら、簡単には繋がらないのである。「東錢湖墓群の立地に風水思想の影響を認めるべきか」という問いに対して、我々はあくまで慎重であらねばならない。

#### 四 史氏は風水を重視した故に繁栄したという「記憶」

ここで明確に区別しておくべきは、「史氏の族人たちが『陰宅風水の効力によって、科挙合格者が途切れずに再生産され、名族の維持に成功する』という因果関係を信じていた」及び「後世の寧波人たちが、史氏繁栄の要因を東錢湖墓群の風水的条件に見出した」という2つの命題である。そして、前節で述べたように、筆者は前者を歴史的事実として立証できずにいるのに対し、後者は一定程度の昔から「真実」であり続けてきたように見受けられる。

前節で一部引用した岡氏の論考にも紹介される説話なのだが、『醒世集』という文献の一節が、清朝時代の丁伝靖の『宋人軼事彙編』<sup>そふひといつじいへん</sup> 卷十八に抄録された形で伝存しており、そこでは次のようにいう。

史弥遠は阿育王寺の土地を占拠して、そこに墓を築こうと目論んだ。僧たちがそれを阻止できずにいる中、一人の年少僧が「私がやめさせましょう」と言い、傷を作って子供たちに辺り一帯で歌わせた。その傷は、

寺前一塊地（寺前の一塊の地＝お寺の前に広がる土地には）

常有天子氣（常に天子の気あり＝常に「天子の気」が満ちている）

丞相要作墳（丞相 墳を作るを要むるは＝宰相殿が、そこにお墓を造ろうとなさるのは）

不知何主意（何の主意なるかを知らず＝どういうおつもりなのだろうか）

というものであり、そこで初めて史弥遠は思いとどまった<sup>20</sup>。

やはり清朝時代の<sup>ちよじんかく</sup>楮人樓の<sup>けんこにしゅう</sup>『堅瓠二集』 卷二にも、「小僧詩阻」と題する条の前半に、これと殆ど同じ内容が載っている<sup>21</sup>。阿育王寺は今も寧波にある仏教寺院であり、鑑真（688—763）が日本への密航を繰り返し試みた時期に、しばらく滞在していたこともある。「天子の気」というのは、ここでは風水の用語であって、それを浴びた者は天子（皇帝）になれるという種類の気を指す。龍脈から地表に湧き出してくる気にも、いろいろな種類があって、それぞれ異なる命運を人にもたらすと考えられていたのである。天子の気が得られる土地に祖先の墓を築くならば、陰宅風水の原理によって、そこに葬られた者の子孫の内から天子が現れ、玉座はそのまた子々孫々へと受け継がれてゆくことになるだろう。

史弥遠はこの説話の中で、「かねがね欲しがっていた土地に、天子の気が満ちていると知らされた結果、南宋朝に対する叛逆の意志を疑われないよう、その土地の入手を取りやめることにした忠君の士、或いは小心者」というよりも、むしろ「自身一族が更なる栄華（そこには帝位の獲得さえ含まれ得よう）に恵まれることを望み、畏れ多くも阿育王寺を押しつけてまで、風水的に絶好の土地に自家の墓地を構えようとした、飽くなき野心家」として描かれているようだ。これがいつごろ萌芽した説話なのか、また他ならぬ寧波の地を発祥とする説話なのか否か、筆者は明らかにできないけれども、史氏一族は「尋常でないほど多くの高位高官を輩出した名族」として、後世の人々に記憶され続けたのみならず、「(名族の維持のため

に)尋常でないほど墓地選びに情熱を注いだ者たち」としても、鮮やかに記憶されるようになっていったわけである。史氏のそうしたイメージを一身に背負った説話の主人公として、地位と権勢において最大級に際立っていた史弥遠が選出されたのは、自然な流れだと言うべきだろう<sup>22</sup>。前者の記憶は、科挙合格者の数が、人々の語りの中でいつの間にか誇張されてしまったとはいえ、基本的には歴史的事実の記録に裏付けられたものである。これに対して、後者の記憶の形成は、史氏の族人たちが実際に陰宅風水を信奉していたという記録や、彼らが実際に阿育王寺を侵犯しようとしたという記録に、必ずしも基づくものではなく、そもそもそのような記録が存在していたとも限らない。むしろ後世の人々の側に根を張っていた風水信仰こそが、史氏に関するこうした記憶を創造する原動力となったのである。

人々の脳裡で「史氏は科挙に合格する子孫を絶やさないう、風水的に吉とされる墓地の確保に執着した」という記憶が一旦形成されるや、それは独り歩きを始めて「彼らが代々にわたって出世栄達を実現できた要因は、族人こぞって陰宅風水を重視したからだ」という記憶を発生させ、更には「彼らの眠る東銭湖墓群は、風水的に絶好の立地条件にある」という記憶を作り出してしまふ。そして、記憶の創造作用がこの段階にまで達した時に、人々は次のようなことに思い至るのである——少なからぬ謝礼と引き換えに風水師を雇い、指示されるまま某かの土地に墓を築いたとしても、新しい墓の吉凶はあくまで未知数であり、一族の将来に関わる高額の高額賭けは、失敗に終わる可能性を捨てきれないのに対して、我らが寧波の郊外には、かつて陰宅風水の効力を大いに発揮し、子孫たちを官界に送り込んだという、華やかな記憶に彩られた古人の墓が多数あるではないか。それらの地形はいずれも、龍・穴・砂・水の4要素を完璧なまでに備えているに違いないから、名だたる古墓のすぐそばに自身の祖先を葬りさえすれ

ば、その墓は古墓と殆ど同一の風水的条件のもとで、同じく潤沢に気を浴びることになる——。現代の寧波人たちはこうした発想のもとで、史氏族人の墓へ登ってゆく山道に沿って、墓石を点々と並べていったのだろうと、筆者には推察される次第である。

極端なことを言えば、元あった古墓を掘り返して遺骨を取り除き、そこを自家の墓に改装してしまうのが、風水上一等地を獲得するために最も効率的な方法ではある。しかし、さすがにそれは憚られるので(国家指定の文化財を損傷する行為に対して、刑罰を科せられるリスクも伴う)、あたかも古墓の主から気の「おこぼれ」を頂戴するように、それよりも若干麓側(穴から離れた側)に、自家の墓を築くことで妥協したのだろう。因みに、明朝後期の徐善繼・徐善述兄弟による風水の百科全書『人子須知資孝地理心学統宗』(通称『地理人子須知』)には、他家の墓を撤去して自身の祖先を埋葬することを、天理に背く不道徳な行いであると厳しく戒める一節があり<sup>23</sup>、古人の墓を文字通り「換骨奪胎」する事例が、往時の中国には珍しくなかったことを暗示している。

## 五 墓石に「風水の好きを求めず」と刻んだ理由とは

そうであるなら、なぜ現代の寧波人たちはそれらの墓石の上に、正直に「風水の条件が素晴らしい故に、ここを埋葬地に決めたのだ」と刻み付けなかったのだろうか。「風水の好きを求めず／但だ子孫の賢きを望むのみ」という墓碑銘の中で、前半部分は彼らの本心から出たものではないことを、実はこの一対の言葉自体が告白しているも同然だというのに、である。なぜなら、「吉なる土地に祖先を埋葬すれば、葬られた者の子孫全員に利益が行き渡る」という陰宅風水の基本的な論理を信じない者にとって、「祖先をどこに埋葬するか」という変数と「子孫たちが賢い者になるか、



愚か者になるか」という変数の間に、因果関係の生じる余地はない。逆に言えば、「子孫の賢きを望んで」ここを埋葬地に決めたのだという表明は、本来なら「我々は陰宅風水の効力に期待して、風水の条件が良い墓地を求めた」という信仰の宣言と一組を成さなければならないのである。子孫たちが賢く成長することを望まない者など珍しかろうから、墓碑銘の後半部分は、それを刻ませた者たちの真意を反映するものと考えて問題あるまい。故に「我々は風水を信じない」という前半部分の方が、おのずから嘘だということになるのである。彼らは確かに、陰宅風水を信じる者たちなのだ。風水の効力により「子孫の賢き」が保証されることを信じながら、何らかの理由があつてそのことを文字に表さず、却つてこのように心外な発言を公にしたわけである。

風水信仰を安心して口外できない理由というのは、国家や地方の政策に対する忌憚だと考えて間違ひなからう。共産党政権統治下の中国で、風水は長く「封建迷信」として批判と禁圧の対象であり続けたのである。一口に「迷信」と言つても、この語の意味するところは一般に2つの局面を持つ。1つは「信仰の内容が荒唐無稽であり、誤謬や虚偽に満ちている」という局面であり、もう1つは「信仰内容の真偽はともかく、その影響力が結果として社会を害する」という局面である<sup>24</sup>。仮に前者を「迷った信仰」と訓じ、後者を「迷わず信仰」と訓じてみると、違いが分かりやすくなるだろう。さて、風水を「迷った信仰」として全面的に否定するタイプの政策は、1984年に始まる「改革開放」の潮流の中で、90年代前半から次第に緩められてきた。更には「伝統的な環境科学である」という尺度から、風水の理論や技術を部分的に顕彰しようという、いわば真逆の動きさえ生じるに至ったのだが、しかし風水に貼られた「迷った信仰」のレッテルが完全に過去のものになったとまでは、今なお見なし難いようである<sup>25</sup>。一方で90年代の半ばからは、「青山白化（青かつ

た山が白くなる）」と呼ばれる環境破壊の元凶として、人々の風水信仰が為政者に警戒されるようになり、その傾向は年を追って強まっている。

青山白化というのは、山林であつた場所がコンクリート製やタイル張りの墓に侵食されてしまうことの比喩である。改革開放政策が引き起こした経済発展は、墓の旺盛な造営やその大型化を促すことに繋がつたと共に、墓を建造する材料も、天然の土石に代わつて、コンクリートやタイルが用いられるようになっていった。こうした要因に基づく環境破壊へと人々を強力に誘ひ込む信仰、即ち彼らを「迷わず信仰」として、風水が新たな文脈で迷信視を蒙り始めたわけである。渡邊欣雄<sup>わたなべよしお</sup>氏は、経済発展と青山白化がいずれも著しい地域として、浙江省温州地区の事例を挙げ、浙江省政府・温州市政府<sup>26</sup>による墓地破壊政策（それは青山緑化と名付けられた）と、現地住民による墓地の偽装（墓の表面を瓦礫で覆うことで、自主的に破壊したように装う）の馳ごつこ状態について報告している。中国の諺に「お上に政策があれば、下々には対策がある」というけれども、そうした構図はここにも現れ出たのである<sup>27</sup>。同じ浙江省に含まれる寧波市でも、市政府の姿勢は、やはり違わないようだ。李広志氏によれば、1996年に施行され、2003年に改訂された「寧波市殯葬管理<sup>ひんそう</sup>管理条例」に従つて、公共墓地の開発と管理が強化された一方で、指定された一連の区域内に埋葬することが禁じられたが、これと並行して推進された、一旦墓地化した場所を耕地や林に再転換する運動に関して、寧波でも温州地区と同じ「青山白化」という言葉が使われているのだという<sup>28</sup>。実際に条例に当たってみると、その第17条に「公墓・公益性墓地は、土地を節約し、山林を保護し、環境を美化するという原則に従つて建設され、規範化と園林化を実現せねばならない」とあり、また第23条には「埋葬禁止区内の、鉄道・幹線道路・船舶が航行する水路に沿つた両側、堤防・ダム・堰<sup>せき</sup>の附近、耕地・林地・水源保護区・文物保護区・

風景名勝区・開発区・住宅区・自然保護区にある既存の墓（傍点は筆者による）」を、原則として撤去することが定められている<sup>29</sup>。

筆者は東銭湖墓群を訪れたのと同じ2006年に、寧波出身華僑の墓を囲むように広がり、その名称にも「華僑」の2字を冠した大規模な集合墓地を参観したが、そこでは風水の条件の良さを嬉々としてアピールするが如き墓碑銘を、幾通りも確認することができた。例えば、1993年に建立され、99年に建て直されたという或る墓石には、向かって右側に、

龍居此穴六千年吉（龍はこの穴に居り 千年吉なり）

と、そして左側に、

鳳宿斯山百福臻（鳳は斯の山に宿り 百福臻る）

と刻まれていたが、この墓碑銘の中では、「龍」が文字通りに、縁起の良い霊獣として「鳳（鳳凰）」と組を成すだけでなく、同時に「龍脈」という風水的な意味を託され、やはり風水用語としての「穴（龍穴）」と、縁語関係で結ばれていると言える。「龍はこの穴に居り 千年吉なり」とは即ち、「龍脈はここに1つの龍穴を有する。龍穴に臨んで墓が設けられたからには、被葬者の子孫は未長く吉福を得続けるだろう」と、墓参に来た族人たちに（或いは、筆者のような見ず知らずの者にも）語りかける言葉なのだ。更には「鳳は斯の山に宿り 百福臻る」という後半部分もまた、墓地を「砂」が左右から囲い込み、地表に噴き出した気の散逸を防いで、吉なる土地の条件を確保する有様の比喩であるかもしれない。寧波市においては、少なくとも富裕な華僑が関係する墓地に埋葬する限り、風水が「迷った信仰」であるという批判や禁圧に遭う恐れは、ひとまず過去のものとな

ったようである。



図版 6

集合墓地で発見した1993年建立、99年再建の墓石  
「龍はこの穴に居り 千年吉なり」（右）  
「鳳は斯の山に宿り 百福臻る」（左）

しかし、認可された場所への埋葬を拒み、「全国重点文物保护单位」たる東銭湖墓群の一隅に自家の墓を築くという行為は、誰の目にも明らかな条例違反に当たる。この違反的な選択が、風水という「迷わず信仰」に唆された結果なのだと市政府に知られたならば、いよいよ問題視の対象とされ、摘発と強制撤去の鋒先を向けられることは必定である。そこで住民たちは、せめて「風水を信じて、ここに埋葬したわけではない」という言い訳を墓石に刻み込むことにより、さしあたり追究が及ばなくなることを期待したのだろう。以上が、本稿の冒頭に掲げた問題に対する筆者の答え、いや正確には「答えへの見通し」である（「見通し」を検証するために最も確実な手段は、墓の造り主を探し訪ねて証言を得ることだが、そのような現

地調査の実行は様々な意味で難しそうだ)。「風水の好きを求めず／但だ子孫の賢きを望むのみ」という対句自体は、必ずしも近年の発明であると限らないが、この言葉を刻んだ真新しい墓石が、古墓へ向かう山道に林立するという光景は、青山白化の時代を生きる寧波人たちが、歴史上初めて描き出したものに他ならない。

## 六 「子孫の賢き」が真に実現されるために

史氏族人の墓のそばに祖先を葬った者たち（及びそこに葬られた祖先たち）が、陰宅風水の効力によって「子孫の賢き」を得ることができたか否か、筆者には判定のしようがない。ただ、風水をめぐって繰り返された「お上の政策」と「下々の対策」の融ごっこ状態は、結果として現代の寧波人たちを、このような言い訳を易々と駆使できる程度には「賢く」育て上げたと言え得るだろうか。1990年代以後に東錢湖墓群へ闖入した数多くの墓石が、寧波市殯葬管理条例施行後の2006年の時点で、なお撤去されないまま残っていたのだから、彼らが墓石の上に刻み込んだ「対策」は、一応の成功を収めたと言えるのかもしれないが、とはいえ、これで青山白化の問題が根本的に解決したわけではない。うち続く山林破壊を食い止めることは、中国の環境政策における火急の課題であるし、ようやく古蹟の保護や管理を本格化させ始めた同国にあって、浙江省政府や寧波市政府は文物保護区の中の新造墓を、いつまでも黙認したまままでいられないはずである。

そろそろ為政者と現地住民が、悠久なる相互不信と相互不協力の構図から一歩踏み出すことが必要な時なのではないか。為政者側の環境政策や古蹟政策と、住民側の風水信仰や古墓をめぐる記憶が、可能な限り無理なく共存できるような何らかのシステムを模索することが、そしてそのために、両者が積極的に知恵を出し合い、意見を聴き合うことが必要な時なのではないか。それが実現した

暁にこそ、青山白化の問題は真の解決を得るのであり、地下に眠る各家歴代の祖先たちは、「子孫の賢き」行いに対して、心から満足の笑みを浮かべることになるだろう。

## 附記

本稿は、文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成—寧波を焦点とする学際的創生」（領域代表—小島毅）による研究成果の一部である。なお、本稿の内容を一般向けに書き改めた文章を、後日「東アジア海域講座」第2巻『文化都市・寧波』（早坂俊廣ほか編、東京大学出版会刊、シリーズ名・書名ともに仮称）に掲載予定である。

## 注

- 1 南宋時代を中心とする史氏一族の歴史については、Richard L. Davis, *Court and Family in Sung China, 960-1279: Bureaucratic Success and Kinship Fortunes for the Shih of Ming-chou* (1986, Duke University Press) に詳しい。同書81頁、118—120頁には、史弥堅の経歴が簡潔に整理されている。
- 2 Davis氏前掲書168頁、蔡罕（岡元司解題・訳・写真）「宋代四明史氏墓葬遺跡について」（井上徹ほか編『宋—明宗族の研究』所収、2005、汲古書院）252頁など。
- 3 前者は謝国旗（土居智典訳）「東錢湖石刻文化の特色について」（『東アジア海域交流史現地調査研究—地域・環境・心性』3号所収、2009、にんぷろ現地調査研究部門事務局）183頁に拠り、後者は蔡氏前掲論文252頁に拠る。前者の一部は蔡氏も引用しているのだが、これらの言葉の出典を筆者は未だ把握していない。
- 4 岡元司「宋代明州の史氏一族と東錢湖墓群」（東アジア美術文化交流研究会編『寧波の美術と海域交流』所収、2009、中国書店）83—85頁。
- 5 例えば、高官の子であれば「恩蔭」制度により、科挙を介さずに任官することも可能だった。本節に挙げた族人たちの内、史弥堅はこの制度を利用して官界に入った。Davis氏前掲書118頁。
- 6 宰相や知事も、官僚の一員として選任される役職であった。
- 7 謝氏前掲論文183頁。

- 8 岡氏前掲論文84頁、86頁。蔡氏前掲論文251—260頁。謝氏前掲論文183頁。
- 9 謝氏前掲論文183—186頁。但し、謝氏は一方で、南宋朝は皇帝陵に石刻を設けることに積極的ではなかったとも評するのだが。
- 10 拙著『風水思想を儒学する』（2007、風響社）6—10頁。
- 11 同書の「内篇」に「經曰、『氣乗風則散、界水則止』。古人聚之、使不散行之、使有止、故謂之風水。風水之法、得水為上、藏風次之（經に、『氣は風に乗れば散り、水に地表を区切られれば止まる』という。古人は氣を集め込んで、それを散逸させずに留ませたのであり、故にこの占術を『風水』と呼ぶ。風水の法は、水を得ることを優先するのであり、風を藏めることはそれに次ぐ）」とある。同書には「經」と称する先行文献がたびたび引用されるが、それが何なのかは未詳である。同書の本文と分篇は四庫全書本に拠る。
- 12 蔡氏前掲論文260頁、263頁。岡氏前掲論文84頁。
- 13 この地図は、文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成—寧波を焦点とする学際的創生」（領域代表—小島毅）現地調査研究部門海港地域班の作成になる。岡氏は論文刊行時に同班の研究代表者であった。
- 14 竺沙『宋元仏教文化史研究』（2000、汲古書院）479頁、485—488頁、490—491頁。
- 15 廖（上内健司訳）「墓葬と風水—宋代における地理師の社会的地位」（『都市文化研究』10号所収、2008、大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター）96頁、101—102頁。
- 16 尤も、子孫各人に与えられる陰宅風水の利益は、墓地の細かい条件に応じて必ずしも平等ではないと考えられたために、彼らの風水熱は往々にして、親族内部の不和という副作用をも招いてしまったのだが。
- 17 筆者はその一部を、謝国旗氏（寧波市鄞州区文物管理委員会）のご厚意により実見した。
- 18 瀬川昌久『族譜—華南漢族の宗族・風水・移住』（1996、風響社）13—14頁。
- 19 本節に引用した蔡氏と岡氏の論考は、そうした節度を越えるには至らなかったと、筆者は判断する。
- 20 原文は中華書局点校本（1981）に拠る。
- 21 書名・巻名の表記は『筆記小説大観』本（1983—84、江蘇廣陵古籍刻印社）に拠る。
- 22 陰宅風水の論理に照らせば、宰相本人よりも「宰相の父祖」の方が、主人公となるに一層相応しいのだが。但し、史弥遠は阿育王寺の前に自身の墓を造ろうとしたのではなく、祖先をそこに埋葬（或いは移葬）しようとしたというのであれば、主人公選びに何ら問題はない。
- 23 同書「瑣言」（明朝万曆11年（1583）刊本では卷之一に置かれる）の「不可凶葬旧穴」条。
- 24 林達夫ほか監修『哲学事典（改訂新版）』（1971、平凡社）の「俗信」項目に、「俗信のうち、とくに時代の科学または一般的知識からみて真実ではなく非合理でかつ時代の人々に有害なる場合を『迷信』とよぶ」という。これにヒントを得た。同書865頁。
- 25 例えば学术界では、中国無神論学会が発行する『科学与無神論』誌に、2005年3期（第3号）から6期（第6号）にかけて「風水問題資料」が連載された。中国思想文化史の権威たちが名を連ねる形で、歴代の知識人による風水思想批判の文章を、原文と現代中国語訳によって列挙し、各々に簡潔な解題を付けたものである。解題の論調は必ずしも迷信視のみではないが、風水思想に対する態度は、一貫して明らかに拒絶的・蔑視的である。
- 26 現在の中国では、省や市のレベルについても「政府」という名称を用いる。
- 27 渡邊『風水の社会人類学—中国とその周辺比較』（2001、風響社）361—366頁。
- 28 李「中国における葬送儀礼—寧波地域を例として」（東アジア地域間交流研究会編『から船往来—日本を育てたひと・ふね・まち・こころ』所収、2009、中国書店）155—166頁。なお厳密には、李氏は「墳墓地を減らし、耕地や林に帰すということ」を『『青山白化』運動（傍点は筆者による）』と記しており、この点を筆者は解しかねる。或いは『『青山白化』に対抗する運動』を縮めたものかもしれないが、筆者はこのような意味での『『青山白化』運動』の用例を知らない。
- 29 条例の原文は[http://www.nbdaj.gov.cn/xxwj/gt/200712/t20071203\\_3760.html](http://www.nbdaj.gov.cn/xxwj/gt/200712/t20071203_3760.html)（寧波檔案網）に拠る。